

新設・改正予定の通達について(パブコメ後)

新設・改正予定の通達

新設・改正予定の通達

1. 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について(新設)
2. OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について(新設)
3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について(新設)
4. OBD検査サーバに接続できない場合の特例措置の実施要領について(新設)
5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

今後のスケジュール(予定)

令和5年12月22日	第3回準備会合、通達案の審議【済】
令和6年 1月5日~19日	通達案の意見照会【済】
令和6年 2月6日	第4回準備会合、意見照会を踏まえた修正後通達案の審議
令和6年 2月中	パブリックコメント募集
令和6年 3月21日	道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 公布
令和6年 3月末	通達策定

パブリックコメント後の調整状況

通達 1. → 修正なし

通達 2.、3.、4.、5. → **修正あり**(詳細は次ページ)

通達案の修正内容

2. OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について(新設)

修正箇所

1. (1)関連 …… 既にID登録がされている自動車整備事業者に対しても「新たなIDが発行される」かのような誤解が生じる箇所の表現について適正化

3. 自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について

修正箇所

2. 関連 …… 表現の適正化(「OBD検査及びOBD確認」→「OBD検査又はOBD確認」)

4. OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について(新設)

修正箇所

- ①3-2-9. 関連 …… 特例措置適用に際し、第1にOBD検査用サーバーに障害が発生していないことを確認する必要があるが、当該確認について、「コールセンター」への確認が必須となるように解釈できる箇所が存在したため、「OBD検査ポータル等」の確認でも問題はないとする形で表現を修正
- ②3-2-9. 関連 …… 通信・電力障害発生時に特例措置を適用する場合の確認記録様式例を追加

5. OBD検査の開始に伴う「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」、「自動車整備事業の監査方針について」等の一部改正

修正箇所

- 全般 …… 改正省令(道路運送車両法施行規則)を踏まえ、各違反事項に根拠規定を追記

(参考)道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令(案)

- 道路運送車両法施行規則第62条の2の2を改正し、自動車特定整備事業者の遵守事項として新たに以下の2号を新設予定(R6.3.21公布,R6.10.1施行)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六の二 (略)

六の三 検査整備用電子情報処理組織(車載式故障診断装置の診断の結果を活用して自動車
が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使
用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。)を使用する事業場にあつては、当該
検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。

六の四 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情
報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録す
るときは、正確な情報を記録すること。

七～九 (略)

2・3 (略)